

別表2 変更書類一覧

●印は変更届(様式8)の提出が必要です。

変更申請に係る内容等			提出書類			備考	
項目	変更内容	変更内容説明等	変更届(様式8)	別表1書類番号	その他資料		
製造者・販売者	登録機材の取消		●	15	-		
	製造者・販売者の社名変更		●	15	登記簿本(写し)	届出時点で3か月以内のものとなります。	
	製造者・販売者の所在地変更(製造所の変更は以下)		-	15	社外お知らせ文等		
	代表者変更		-	-	-	連絡の必要はございません。	
	担当者変更		-	15	名刺、メール文等		
	見積連絡先変更	部署名、電話番号の変更	-	15	名刺、メール文等		
	その他連絡先(メールアドレス等)変更	上記以外の連絡先の変更	-	15	名刺、メール文等		
	アフターサービス体制の変更		●	11, 15	-		
製造所	製造所の追加	自社及びOEM協力会社工場の追加	●	3~15	-		
	製造所の取消	自社及びOEM協力会社工場の取消	●	お問合せ	お問合せ	お問合せください。	
	製造所の名称変更	名称のみ変更	●	15	-		
	製造所の所在地名変更	住居表示の変更に伴うもの	●	15	-		
	製造所の移転に伴う変更 (品質管理・製造管理・検査体制、生産設備、所在地)	管理体制・設備等の変更を伴うもの 管理体制・設備等の変更はほとんど無し	●	5~15 12~15	- -	書類番号12~14は新住所が記載されたものを提出してください。	
	(一社)公共建築協会品質性能評価書の交付の取消			お問合せ	お問合せ	お問合せ	認定が指定の要件となっている場合、指定取消になる可能性があるため、事務局へお問合せください。
	製造所のJIS同等と判断できる公的機関の認定の取消			お問合せ	お問合せ	お問合せ	
	製造所のISO9001取消			お問合せ	お問合せ	お問合せ	
	製造所の規模及び設備の変更 (申請品の製造及び管理体制に変更がある場合)	品質性能に影響を及ぼす変更	●	5~15	-		
	製造所の規模及び設備の軽微な変更 (申請品の製造及び管理体制の軽微な変更の場合)	品質性能に影響を及ぼさない規模、設備等の変更に伴う管理形態の変更	-	-	-	連絡の必要はございません。	
軽微な変更	指定基準に影響を及ぼさない軽微な変更事項		-	-	-	該当するかどうか判断がつかない場合は、事務局へお問合せください。	
その他	上記の変更項目以外の変更		お問合せ	お問合せ	お問合せ	お問合せください。	